

学校感染症に伴う出席停止について

学校保健安全法施行規則 第十八条・第十九条の規定により、学校において予防すべき感染症の第1種・第2種・第3種の感染症に罹患した場合は出席停止になります。学校に電話連絡し、医師の許可がでるまでは自宅で療養してください。

登校を許可された際には、医師の記入捺印がある「証明書」（用紙はこのHPよりダウンロード、または登校許可後、担任に申し出てください）を担任へ提出してください。

第2種（出席停止の基準は、感染症ごとに個別に定められています*）

結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ① 発症した後5日とは 発症した日は含まず、 <u>発症した翌日を1日目として起算</u> します。 ② 解熱した後2日とは 解熱した日は含まず、 <u>解熱した翌日を1日目として起算</u> します。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

*ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

第3種

・ コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ・ その他の感染症*	感染の恐れがなくなるまで
---	--------------

*その他の感染症（溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ肺炎・ノロウイルス胃腸炎など）については、学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある場合、校長が学校医と相談の上、決定します。

第1種

・ エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア ・ 重症急性呼吸器症候群（コロナウイルス属SARSコロナウイルスであるもの）、鳥インフルエンザ（インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスH5N1） ・ 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
---	--------